

世羅町立世羅小学校 生徒指導規程（令和7年4月1日改訂版）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規定は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

（目的）

第2条 集団生活を営む上で、ルールの大切さや守る義務について理解させ、児童が互いに安全で安心した学校生活を送るために必要な事項を定める。

（服装）

第3条 衛生的で整った身だしなみに気をつけさせ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。

（1）学校で規定されている服装

本校規定の制服を着用する。

○上着・・・W前イートン上衣（学校指定のもの）とする。

○ズボン・・・丈長半ズボン，長ズボン（学校指定のもの）とする。

スカート・・・学校指定のものとする。

○防寒のため、制服の下に、無地（紺色か黒色）のベストやカーディガンを着てもよい。
（ワンポイントやラインのないもの）

また、防寒のため、制服の下に、黒色のタイツやスパッツ，レギンスを着用することは可能とする。

○ポロシャツ・・・白色長袖，白色半袖とする。

○帽子・・・紺色野球帽，紺色メトロ帽（学校指定のもの）とする。

○ソックス・・・無地の白色，黒色，紺色とする。くるぶしがかくれ，ひざ下までの長さのもの。

※シャツはズボンやスカートの中に入れる。ポロシャツのボタンはとめる。ただし，暑い時期は第1ボタンをはずしてもよい期間を設定する。

※ポロシャツの下からシャツの襟や袖が見えないようにする。

※ポロシャツの下にハイネックは着用しないようにする。

※派手な色や，大きな模様の入ったシャツは着ない。（白色が好ましい。）

※ジャンパーなどの防寒着は教室に入ったらぬぐ。

※暑い時期は，衣替えが終わった後も，制服を脱いで登下校してもよいこととする。その際，安全のため，制服は折り畳んでカバンに入れる。

※服装の組み合わせは次のように定める。

①制服

②長袖ポロシャツ

③半袖ポロシャツ

④長袖ポロシャツ＋ベスト（紺色 or 黒色）の組み合わせ

※脱いだ物は、ロッカーの中に畳んで保管する。

※衣替えは6月1日と10月1日を目安とする。（学校からも周知を行う。）各年の気候や児童の体調により判断し、各自で衣服を調整する。

（2）通学カバン

登下校では、ランドセルを使用する。

（3）名札

学校指定名札をつける。（登下校時は、外して学校に置いておく）

（4）通学帽子

帽子をかぶって登下校する。

（5）靴・上履き

学校指定はしないが通学靴は運動しやすいものにする。校舎内では室内用シューズ（白色で先端の色は指定しない）を履く。

（6）体操服・体操ズボン・体操帽子

本校規定の運動着を着用する。規定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。

※本校規定の運動着

○赤白帽子（あごひもをつける）

○クォーターパンツ ※学校指定のもの

○半袖シャツ ※学校指定のもの

○体操服上・下（長袖トレシャツ，長丈トレタイツ）※学校指定のもの

※忘れ物があり，規定の運動着が揃わない場合，原則として体育等の授業は見学とする。

※半袖の体操服の下に長そでのシャツを着ない。

※防寒のために着用したタイツ，スパッツ，レギンスを着用したまま，クォーターパンツを着用して，体力づくりや体育の授業を行わない。もし，上記のものを着用するときには，長丈トレタイツを着用することとする。

※冬季の体育では，体調管理の観点から，担任または指導者の判断の下，活動によっては手袋の着用を許可する。

（7）給食着

各家庭で用意したエプロン，三角巾，マスクを使用する。

（8）水着

紺色のスクール水着を使用する。競泳水着や華美でないラッシュガードは許可する。日焼け止め等の学校への持参は届け出て許可を得ること。

（9）水泳帽

新しく購入する場合は名札の色に合わせる。

令和7年度は，

1年：緑色 2年：白色（ピンク色） 3年：青色 4年：赤色 5年：水色
6年：黄色

(10) ジャンパー・手袋・マフラー・ネックウォーマー等

冬季（寒い時）は、登下校時に着用してもよい。休憩時間は着用してよい。

※健康、その他の特別な理由により、上記規定以外の服装を必要とする場合は届け出て許可を得ること。

(頭髪)

第4条 清潔かつ自然な髪型を大切にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにする。頭髪について、毛染め・パーマ等のある児童には、特別な事情が無ければ保護者へただちに直すことを依頼する。

※髪留めやゴムを使用する場合は、無地の黒か紺か茶とする。

(不要物・持ち物等)

第5条 学校には、教科書・学習品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。違反があった場合、学校で預かり参観日等で保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

(1) 自分の持ち物には、必ず記名をする。

(2) 筆箱の中身は、次を基本とする。

(全体) 鉛筆5本（1年生は2B）、消しゴム1個、名前ペン1本、ものさし
携帯用鉛筆削りは持って来ても良い。（授業中は使用しない）

(1～3年生) 赤青鉛筆1本

(4年生) 赤青鉛筆1本、又は赤・青ボールペン1本ずつ

(5、6年生) 赤・青のボールペンを1本ずつ

※きらきらやにおいのないもの

ラインマーカー1本

その他必要なものについては、担任と相談する。

(3) 道具箱には次のものを入れる。

はさみ、のり、クーピー（色鉛筆）

(4) ランドセルやカバン、筆箱などの学用品に、飾り（キーホルダー等）をつけない。

(5) 飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。水筒の代わりにペットボトル容器は使用しない。

(6) カイロは持ってきてもよいが、ポケットや服から出さない。

(7) ハンカチ・ティッシュは、毎日持ってくる。

(8) 5・6年生に限り、読書の際に読む本を次の範囲の中で持って来ることができる。

①学習に関連するもの。

②小説等においては担任が許可したもの。

(9) 持って来てはいけないもの

お金、携帯電話や情報通信機器（学校で貸与しているタブレットパソコンを除く）、ゲーム類、まんが、お菓子、装飾品、シャープペンシル、カッターナイフ等危険物、その他学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。

- (10) 集金を持参している日の朝は、集金袋を担当に手渡しする。その際、袋に入った金額を本人に確認させ提出させる。出された集金袋については、担当が名簿に必ず○をする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第6条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。なお、登下校の時刻は年度により変更の可能性がある。

- (1) 始業時刻は、8時15分
- (2) 完全下校時刻は、各曜日の一斉下校時刻
- (3) 欠席および遅刻の場合、7時30分から8時までの間に、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。
- (4) 早退の場合、事前にわかっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (5) 登校したら、原則校外には出ない。登校後、忘れ物を取りに帰る等はしない。
- (6) 3日以上欠席が続く場合には家庭訪問をしたり、来校してもらったりして家庭との連携を図る。
- (7) 朝の会は、8時15分～8時25分。欠席連絡の入っていない児童の欠席がある場合、担任は速やかに職員室に連絡を入れる。受けた者は、担任の代わりに速やかに当該家庭に連絡をとる。
- (8) 児童が早退する場合は、養護教諭又は担任が、校長（校長が不在の時は教頭）に、その旨を報告し了解を得る。

(登下校)

第7条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校する。地区児童会等で登下校の振り返り、改善を図る。改善が見られないときは、個別指導を行い、保護者と連携して指導を続ける。

- (1) 通学路を守って登下校する。
- (2) 右側を1列で歩く。
- (3) 歩道があるところは歩道を歩く。
- (4) 寄り道しないで登下校する。
- (5) 金銭等を拾得した場合は、学校に来て教頭に預けるか警察に届ける。
- (6) 欠席する場合は、通学班の班長または通学班の他の児童に伝える。
- (7) 放課後の児童の行動（主に校庭や公園等についての遊び）については、次のように規定する。
 - ①下校後は、家に帰ってから外出する。
 - ②保護者の職場等へ立ち寄り、保護者の仕事が終わるまで待つ場合等は、保護者の許可を得て、保護者の監督責任のもとに外出する。
 - ③学習塾等へ立ち寄り、保護者の迎えを待つ場合等も、保護者の許可を得て、保護者の監督責任のもとに外出する。

※どの場合も、学校の決まりやマナーを守って遊ぶこと。

- (7) スポーツ少年団活動等で居残りをする場合、友達の家に行く等せず、時間まで校舎内で宿題をしたり読書をしたりして待つようにすること。(保護者の連絡があった場合のみ許可する)

(校内の生活)

第8条

(1) 朝の準備

登校したら、靴そろえ・挨拶・学習用具の整頓をし、速やかに学習の準備をする。改善が見られないときは、個別指導を行い、徹底を図る。

(2) 学習規律

授業では自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律について次のように規定する。

- ①次の授業の準備をしてから休憩をする。
- ②チャイムで号令がかけられるようにする。
- ③みんなに聞こえる声で話す。
- ④「はい。」と返事をする。
- ⑤話している人の方を向いて、内容を考えながら相手の話を聞く。
- ⑥鉛筆の持ち方に気をつけて書く。
- ⑦ノートに手を添え、下敷きを使用する。

(3) 特別教室の使い方

児童の安全と施設の正しい使い方を身につけさせるため、特別教室の使い方を規定する。当該年度の最初に使用するときには指導を行う。鍵の施錠、開錠は担任が行い、勝手に使用したり、誤った使い方をしたりした児童には個別指導を行う。また、全体指導も併せて行い、再発を防ぐ。

(4) 休憩時間

安全に楽しく遊ぶために、休憩時間の遊び方について規定する。決まりを守れない児童には、担任と保健体育部が連携して指導にあたる。繰り返し守れない場合は、保健体育部で協議し、禁止措置などをとる。

- ①休憩時間に特別教室や体育館に勝手に入らない。
- ②雨の日は、教室で工夫して静かに過ごす。(トランプ等の遊び道具を各教室に常備する)
- ③遊具の近くで、ボールを使って遊んだり、おにごっこをしたりしてはいけない。
- ④校外にボールが出た時は取りにいかない。すぐ近くの先生に伝える。
- ⑤使ったボールや一輪車は責任を持って片付ける。
- ⑥校内放送は、静かに聞く。

- ⑦教室，廊下，階段を走ってはいけない。
- ⑧廊下等，安全に配慮して右側を通行する。

（５）給食

自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように，配膳の服装・準備・後片付け・マナーについて規定する。年度当初に学級指導を行い，適宜全校・学級・個別指導を行う。規定が守れない児童については担任と保健体育部が連携して指導を行う。また，保護者と連携し，協力を仰ぐ。

- ①給食準備時には，手洗い・うがいをし，全員マスクを着用する。席に座って読書等をして静かに待っている。（机の消毒は，教員が行う。児童は，廊下や教室後方で静かに読書などをして待つ）
- ②給食当番は特に手を丁寧に洗い，三角巾やエプロン，マスクをきちんとつけて準備をする。
- ③給食の量は，原則，だれもが同じになるように配慮する。どうしても食べられない場合は担任と相談して，量を加減し，残ってしまう場合は，担任に言ってから残す。
- ④前日病気で欠席・風邪・腹痛等，調子が悪い場合は給食の準備をしない。
- ⑤給食のおわりのチャイムが鳴ったら，速やかに食器等を配膳室に返す。
- ⑥給食で出されたものを，給食以外の時間に食べたり，家に持って帰ったりしない。

（６）掃除

自分たちの学校の美化に取り組ませるため，掃除について規定を設ける。各担当が掃除時間に見回り，清掃指導を行う。また，終わりの会において振り返りを行い，意欲と目標を持って掃除ができる児童を育成する。取り組みに課題のある児童については，掃除場所担当・担任・生徒指導部が連携して，個別指導を行う。

- ①掃除は，学校の環境を整える学習活動一つとして取り組む。
- ②時間いっぱい掃除をする。（反省会を含む）
- ③だまって掃除を行う。

（７）保健室

体調がすぐれない場合，保健室を利用することができる。利用時間は１時間程度として，体調の回復が見込めない時は，学校から保護者に連絡をする。度重なる保健室の利用の場合，保護者に連絡をし，医療機関への受診をすすめる。保健室の利用は原則休憩時間とし，やむを得ず授業中に利用する場合は，必ず担任または授業者の許可を取り，担任または授業者は養護教諭と連携を取る。

（８）職員室への出入りについて

- ①部屋に入るときは「失礼します。」と言ったあと，「〇年生の〇〇です。〇〇先生に用事があってきました。入ってもいいですか。」「〇〇をしに来ました。」など，用件を言い，許可を得てから入室する。

- ②用件がすんだら「失礼しました。」と言って、速やかに出ていく。また、用事がない場合は職員室には入らない。
- ③職員室に置いてあるものを勝手にさわったり、見たりしない。

(9) その他

その他以下のことを規定する。

- ①学校内の施設設備や学校で貸与しているタブレットパソコンを破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。

次のように故意に行ったと判断される場合は、実費弁償したり、関係機関と連携したりする。

- ・壊した物の方に向かって意図的に物を投げていた。
- ・意図的に叩いたり、落としたりした。
- ・ふざける等して、接触したなどの場合。

- ②校外で行われる学校の教育活動（遠足・社会見学・修学旅行を含む校外活動など）においても、この規定通りとする。

- ③卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室（教頭）へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したのにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。

本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。

(遊び)

- 第9条** 校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールを守るよう決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また、適宜個別指導・一斉指導を行う。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し個別指導を継続する。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰る時刻」を家の人に伝えて出かける。
- (2) 夏季休業中は17時00分、冬季休業中は16時30分になったら帰宅する。
- (3) 子どもだけのときは、友達の家の中で遊ばない。
- (4) 友達との金品の貸し借り、交換、おごる/おごられるをしない。
- (5) 校区外へ子どもだけで行かない。
- (6) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。（エアガン、火遊び、海や川での遊び等）
- (7) 子どもだけで、店に入らない。
- (8) 子どもだけのときには、学校を含む屋外で飲食をしない。また、飲食物を持ち込まない。
- (9) 17時以降は、子どもだけで外出をしない。

- (10) 小学校を含む公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
- (11) 知らない人(不審者)に声をかけられても、絶対についていかない。

(交通安全)

第10条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方には十分気をつける。適宜個別指導・一斉指導を行う。交通安全については、交通安全協会と連携し、年1回(4月)の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し個別指導を継続する。

- (1) 自転車は、3年生で自転車教室を受けてから乗ることができる。
(1・2年生は公道では乗れない。)
(3年生以上でも、運転が未熟な者は公道では乗らない。)
- (2) 自転車の点検(特にブレーキ)を行う。
- (3) 左端を一行に(二人乗りをしない)走る。
- (4) 信号を守り、左右の確認をする。カーブではスピードをゆるめる。
- (5) 自転車を置くときは、交通のじゃまにならないよう、道路の端に置き、鍵を忘れずにかける。
- (6) ヘルメットを必ず着用する(顎紐は必ず留める)。ヘルメットを着用していない場合は、家庭と連携し個別指導を行う。
- (7) 狭い道で車に出会った時は、自転車を止め行き過ぎるのを待つ。

(防犯)

第11条 自分の命や社会のルールを守り、安全な生活を送るように、適宜個別指導・一斉指導を行う。警察署と連携し、年1回以上の防犯教室等を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し個別指導を継続する。

(虐待やネグレクト(育児放棄))

第12条 保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関すること

(生徒指導の充実)

第13条 教職員が、生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。

(特別な指導を実施するにあたって)

第14条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項につ

いて明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、町教委・警察・家庭教育センターなどの諸機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（問題行動への特別な指導）

第15条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④窃盗・万引き
 - ⑤火気の使用
 - ⑥薬物の乱用
 - ⑦交通違反
 - ⑧刃物等所持
 - ⑨いじめに関係している場合
 - ⑩携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をしたりした場合
 - ⑪登校後の無断外出・早退
 - ⑫家出及び深夜徘徊
 - ⑬その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「学校のきまり」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（反省指導の方法）

第16条 特別な指導のうち、本校の定める反省指導の段階は次の通りとする。

第1段階－本人への説諭、事実・反省・決意の文章の作成および保護者への連絡

第2段階－第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

第3段階－第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒(別室反省指導・授業反省指導等)

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、次の段階の指導を行う。

（反省指導の実施）

第17条 反省指導は、原則として登校させて別室で行う別室反省指導と、保護者参観による通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省期間中にあるテスト等は、別室で行う。
- (2) 反省期間中にある学校行事や町内諸行事への参加は、別途協議する。
- (3) 授業中および家庭での過ごし方を日誌につけ、学校、保護者が連携をもつ。
- (4) 保護者参観による授業観察指導改善が見られない児童には、該当児童の保護者を含めPTA による授業観察を行う。

（学校反省指導の期間）

第18条 保護者参観による授業反省指導の期間は、概ね3日から5日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（再発防止の指導）

第19条 再発防止のために、問題行動発生日から1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に特別な指導を行う。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

（授業妨害）

第20条 騒ぐ・暴言・許可なく教室を退出する等で他の児童が落ち着いて学習できないようなことを行い、指導に従わない場合は、教頭・教務主任・生徒指導担当等に連絡し、教頭・教務主任・生徒指導担当等が別室で指導する。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

（規程の周知）

第21条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などで、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

付記 この規定は平成24年4月1日より施行する。

付記 この規定は平成24年11月9日に改訂

付記 この規定は平成26年 4月2日に改訂

付記 この規定は平成27年 4月1日に改訂

付記 この規定は平成28年 4月1日に改訂

付記 この規定は平成30年 4月1日に改訂

付記 この規定は平成31年 4月1日に改訂

付記 この規定は令和 2年 4月1日に改訂

付記	この規定は令和	4年	4月1日に改訂
付記	この規定は令和	5年	4月1日に改訂
付記	この規定は令和	6年	4月1日に改訂
付記	この規定は令和	7年	4月1日に改訂